

社会福祉法人朝見神社白鳩福祉会 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

定款第9条及び第23条に定めるとおり、この法人の評議員、理事及び監事は、無報酬とする。

【 社会福祉法人朝見神社白鳩福祉会 定款 】

第2章 評議員

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬等は、無報酬とする。

第4章 役員及び職員

(役員等の報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬等は、無報酬とする。